

郵政民営化委員会（第95回）議事録

- 1 日時：平成24年12月18日（火）13：30～13：50
- 2 場所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎3階）
- 3 委員：西室委員長、米澤委員長代理、清原委員
- 4 議事：
 - (1) 株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について
 - (2) その他

○西室委員長

それでは、ただいまから「郵政民営化委員会」の第95回を開催させていただきます。

本日は、委員5名のうち3名の出席でございますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

ゆうちょ銀行の新規業務（個人向け貸付け、損害保険募集及び法人向け貸付け）につきまして、これまでヒアリングや委員間での議論を重ねてまいりましたが、本日は、委員会の意見について結論を出したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○西室委員長

ありがとうございます。

それでは、御異議がないようでございますので、意見（案）について、まず事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○後藤事務局次長

それでは、読み上げさせていただきます。資料95-1を御覧ください。

株式会社ゆうちょ銀行の新規業務（個人向け貸付け、損害保険募集及び法人向け貸付け）に関する郵政民営化委員会の意見（案）

1 基本的な考え方

郵政民営化法の改正により、郵政民営化の基本的な方向性は維持しつつ、現状の課題を解決し、公益性・地域性を発揮した、よりよい郵政民営化を実現するための法令が整備された。この改正法の趣旨及び「郵政民営化委員会

の調査審議に関する所見」（平成24年9月19日）（以下「所見」という。）を踏まえ、今般の新規業務の調査審議に関する基本的な考え方を以下に記す。

（1）利用者利便の向上

郵政民営化においては、利用者利便の向上が重要な目的であり、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）の新規業務に係る調査審議においても、この点に十分留意する必要がある。金融二社においては、業務の展開に際し、民間金融機関として顧客満足を向上させるため、顧客ニーズへの的確な対応や郵便局における一元的対応を行うことが期待される。

（2）適正な競争関係

郵政民営化法改正法により、金融二社の株式完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりはないが、その期限の明確な定めがなくなり、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス義務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされた。金融二社の株式処分については、その方針の明確化に向けて日本郵政株式会社が説明責任を果たすことが期待されるが、同社においては、その説明責任を果たすべく、一定の取組みが行われているところである。こうした中、民営化を推進するためには、新規業務について、株式市場からの規律の観点から問題が少ないものは積極的に認めていき、株式市場からの規律の観点から問題があり得るものは、内部管理態勢の整備状況等について一層の考慮を行うことが必要である。

また、金融二社の規模については、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることにより、バランスシートの規模は自ずから決まると考えられる。そのためには、民間企業としての自主性を持った経営を行うことが必要である。

他の金融機関への影響については、利用者利便の向上を中心に考えるべきである。競争制限的運用は、郵政民営化法の基本理念に反すると考えられる。

なお、いわゆる「暗黙の政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくものであり、その払拭に向けた努力を期待する。

（3）業務遂行能力・業務運営態勢

業務遂行能力・業務運営態勢については、これまでの所管官庁における検査監督等により一定の水準にあるものと考えられるが、申請に係る

業務により新たに必要となる態勢について、民間金融機関として求められる所要の態勢を整備することが必要である。

(4) 経営の健全性の確保

金融二社においては、株式会社として投資家の信認を得られるよう、財務の健全性を確保するとともに、厳格なコスト管理態勢の下で効率的な経営が行われるべきである。その上で、新規業務については、顧客ニーズを的確に反映しつつ、健全経営の確保に寄与するものとして展開されることが求められる。

2 所見の観点からの評価

上記1の基本的な考え方を踏まえ、所見の観点からの評価を株式会社ゆうちょ銀行の申請に係る業務について行ったところ、以下のとおりである。

① 個人向け貸付け

他の金融機関との提携による業務の取扱実績があるものであり、当面の対応として調査審議を行うことに支障はないものと認められる。

また、市場において一般的に提供されている商品・サービスで定型的性格の強い業務であるとともに、個人向け商品・サービスであってコア・コンピタンスとの関係が一定程度認められる。

一方、これまで他の金融機関との提携により行ってきた業務を株式会社ゆうちょ銀行本体が主体として行うこととなることから、本件新規業務の実施に当たっては、内部管理態勢の一層の整備が必要である。

② 損害保険募集

住宅ローンに伴って行われるものであり、利用者利便の向上につながるものと認められる。

③ 法人向け貸付け

株式会社ゆうちょ銀行はシンジケートローン（参加型）を現在行っており、申請に係る業務は既存の業務の見直しであるもの及び他の金融機関との提携による業務の取扱実績があるものであり、当面の対応として調査審議を行うことに支障はないものと認められる。

また、既存の業務と関係があることから、コア・コンピタンスとの関係が一定程度認められるが、定型的な業務ではなく、相対で価格形成を行う業務であることから、内部管理態勢の整備状況、合理的な取引条件が設

定されるかどうか等について、一層の考慮が必要である。

3 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可に当たっての考え方

株式会社ゆうちょ銀行は、そのビジネスモデルとして、個人が必要とする基本的な金融サービスを中心に提供すること及び機関投資家としての基本的な性格は維持することとしている。これを踏まえ、同行は、個人が必要とする基本的な金融サービスの商品ラインナップの多様化を図るとともに、資産運用におけるリスクが金利リスクに偏っているため、リスク多様化の観点から、信用リスク資産への運用の拡大の必要性があるとしている。また、損害保険募集については、住宅ローンの実施に伴って行われるものであり、これは利用者利便の向上につながるものと認められる。

業務遂行能力・業務運営態勢の観点からは、住宅ローン等の個人向け貸付けについては、これまで他の金融機関のサービスの媒介業務として実施する中で、株式会社ゆうちょ銀行本体で実施することを念頭に、当該媒介業務専用の審査体制等をすでに構築している。また、法人向け貸付けについては、特に大企業向けの融資に関し、これまでシンジケートローン（参加型）の実施において株式会社ゆうちょ銀行自ら貸付けの審査を行ってきているところである。今般の新規業務の実施に当たっては、これらの従来体制を引き続き利用し、さらにそれを徐々に強化していくとのことであることから、相応の態勢整備は行われていくものと考えられる。

ただし、申請に係る個人向け貸付け及び法人向け貸付けの業務の実施に当たっては、内部管理態勢の整備状況や合理的な取引条件の設定等について更なる考慮が必要である。

これらの点を踏まえると、申請に係る新規業務については、以下の点が確保されることを条件として実施することが適当であると考えられる。

① 個人向け貸付け

ア 住宅ローンについては、株式会社ゆうちょ銀行の本社及び直営店による販売についてのみ認めることとする。直営店については、ローン取扱集中店（1店舗）を除き、業務開始当初2年間は82店舗で実施することとし、3年目以降5年後までの間は、取扱店未設置の県を解消できるよう、直営店の半数への拡充を上限とする。5年経過後は全直営店への拡充を可能とする。

また、住宅ローンの契約締結までの間に、住宅ローンを取り扱っている店舗の社員が顧客との面談を行うことを要するものとし、取扱店から遠隔地の顧客については契約ができない場合がある旨、周知するものとする。

なお、住宅ローンの販売におけるWEBの利用については、82店舗で実施する予定の業務開始当初2年間は、顧客への情報提供に限るものとする。

イ 個人向け貸付けの上限額について、業務開始当初5年間は、現在媒介業務として行っているサービスの上限額以下とすることとし、個人向け貸付けの1人当たりの上限額を、住宅ローンについては2億円、目的別ローンのうち親孝行ローンに相当するタイプについては500万円、その他の目的別ローンについては300万円、カードローンについては300万円とする。

ウ 融資残高等の実績に関し、当面年2回程度、当委員会への報告を行う。当委員会は、必要に応じて、検証の上、意見を述べるものとする。また、融資残高が想定を著しく超えて進捗した場合には、株式上場のスケジュールを加速させることを検討する。

エ 住宅ローンの金利に関し、当面年2回程度、約定金利及びその決定の考え方について当委員会へ報告を行う。当委員会は、必要に応じて、検証の上、意見を述べるものとする。

② 法人向け貸付け

ア 融資対象を大企業（日本銀行「貸出先別貸出金」の分類にいう大企業をいう。）に限定する。

イ 大企業に対する融資はメインバンクではない立場で実施することとし、債権管理の過程で最大の融資元となっていることが判明した場合には、残高圧縮に努めるものとする。また、シンジケートローンのアレンジャー業務は、実施しないものとする。

ウ 融資残高等の実績に関し、当面年2回程度、当委員会への報告を行う。当委員会は、必要に応じて、検証の上、意見を述べるものとする。また、融資残高が想定を著しく超えて進捗した場合には、株

式上場のスケジュールを加速させることを検討する。

エ 法人向け貸付けの金利に関し、当面年2回程度、約定金利及びその決定の考え方について当委員会へ報告を行う。当委員会は、必要に応じて、検証の上、意見を述べるものとする。

オ なお、株式会社ゆうちょ銀行から要望のあったふるさと小包事業者等中小零細企業向けの融資については、想定される融資対象、ニーズ及び当分野における業務遂行態勢をより具体的に検証する必要があると考えられることからこれを行わないこととし、法人向け貸付けの融資対象を上記のとおり大企業に限定することとした。

(2) 業務を実施する場合の留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始後においても、株式会社ゆうちょ銀行の業務遂行能力・業務運営態勢が整えられ、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。

また、申請に係る業務については、株式会社ゆうちょ銀行にとって民営化法改正後初の新規業務となることから、経営に対する寄与の状況を適切に把握しつつ機動的な対応が行われていることを確認する必要がある。

4 その他

(1) 日本郵政グループ各社の内部監査・コンプライアンス態勢については、これまでの所管官庁における検査監督等により一定の整備がなされてきたものと考えられるが、今後とも、内部監査・コンプライアンス態勢の整備に取り組み、それを一層充実させていくことが必要である。また、社員への研修を十分に行い、顧客サービスの向上と業務の適正化及び不正防止に努めることも重要である。これらの取組みを通じて、日本郵政グループ各社がそれぞれの業務の適正な実施を確保し、日本郵政グループの信頼性を高めていくことを期待したい。

(2) 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう

にする責務（ユニバーサルサービスの責務）を有することとされている。郵便局において提供されるユニバーサルサービスは、法令で規定されているが、貸付けの業務はユニバーサルサービスの対象とはなっていない。したがって、申請のあった個人向け貸付け及び法人向け貸付けの業務については、ユニバーサルサービスの責務を負うものではない。

（３）株式会社ゆうちょ銀行は、地域金融・経済への貢献の観点から、他の金融機関との協業につながり得るものについて積極的に検討し、当委員会に報告されたい。

（４）金融庁長官及び総務大臣は、認可後も、株式会社ゆうちょ銀行の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。

（５）当委員会としては、郵政民営化法の趣旨を踏まえ、株式会社ゆうちょ銀行がより民間企業としてふさわしい会社となるよう、政府を挙げて努力することを期待する。

以上でございます。

○西室委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、御意見がございましたら、よろしくお願いたします。

どうぞ。

○米澤委員長代理

意見はこれで結構だと思います。私はこれでよろしいと思います。

○西室委員長

ありがとうございます。

どうぞ。

○清原委員

ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

この間、多くのヒアリングの機会を得て、日本郵政株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行のみならず関係の金融機関の皆様の大変具体的なヒアリングをさせていただきました。それを踏まえての私たちの意見が今日まとめられましたの

で、この内容で私も最終意見として了承いたします。

委員長、お時間をいただいて、意見といいますか、コメントを言わせていただきたく、お願いいたします。

○西室委員長

どうぞ。

○清原委員

私自身は、是非、これから申し上げますことについては、日本郵政グループのみならず関係の皆様には私たちの趣旨を理解していただければと思うところが何点かあります。

1点目は、2ページ目の「2 所見の観点からの評価」でございまして、個人向け貸付けについては他の金融機関との提携による業務の取扱実績があります。このことは大変意味があるのですが、最後の3行です。「これまで他の金融機関との提携により行ってきた業務を株式会社ゆうちょ銀行本体が主体として行うこととなることから、本件新規業務の実施に当たっては、内部管理態勢の一層の整備が必要である」ということです。やはり、この点は強調され過ぎても、し過ぎることはないと思います。

2点目です。3ページ目で、個人向け貸付けについて私たちの意見をまとめています。それで、このアのところは段階的に導入するというを提起しているものです。すなわち、「業務開始当初2年間は82店舗で実施する」。それをしっかり検証して、その後が展開されるという段階的な導入を主張しているところです。

3点目ですが「顧客との面談を行うことを要する」と提示させていただき、したがって「取扱店から遠隔地の顧客については契約ができない場合がある旨、周知するものとする」。これは私たちとしても十分議論をさせていただき、5ページにあります「4 その他」の(2)で明確に、このようにさせていただきました。「貸付けの業務はユニバーサルサービスの対象とはなっていない」。すなわち、このことは大変重要なことで、私も当初とまどったのですが、限定された店舗でしか住宅ローンができないとすると、利用できない地域の方が契約できることをどう保障しようかと思いましたが、貸付けの業務がユニバーサルサービスではありませんので、ここのところはむしろ取扱店から遠隔地の顧客については契約ができない場合がある旨を周知しないと、利用したい方に御迷惑が掛かると思います。

4点目です。これは委員の皆様と日本郵政グループとで、かなりやりとりがあった上で明確になったことですが、「住宅ローンの販売におけるWEBの利用については、82店舗で実施する予定の業務開始当初2年間は、顧客への情報提供に限るものとする」ということで、契約的な行為は発生しないということをも

記したことは大変意味があると思っています。

5点目ですが、4ページ目の「② 法人向け貸付け」についてです。これは私もヒアリングの際、地方銀行の皆様、信用組合の皆様、また、信用金庫の皆様や農林中央金庫等の皆様の御意見を伺う中で、委員会での委員の皆様の合意が得られた重要なポイントで、「法人向け貸付けの融資対象は大企業に限定する」ということであり、オにありますように、いわゆる「ふるさと小包事業者等中小零細企業向けの融資については、想定される融資対象、ニーズ及び当分野における業務遂行態勢をより具体的に検証する必要があると考えられることからこれを行わないこと」としている点です。すなわち、「法人向け貸付けの融資対象は大企業に限定する」という委員会の意見がまとまったことは是非強調していただければと思います。

なお、今日御欠席の老川委員が強調してくださり、私たちも同意したことが5ページの「4 その他」の(3)に書かれています。すなわち「株式会社ゆうちょ銀行は、地域金融・経済への貢献の観点から、他の金融機関との協業につながり得るものについて積極的に検討し、当委員会に報告されたい」。これは、中小企業・零細企業に融資することはしないという意見を出させていただきましたが、顧客からお問い合わせ等がありましたときには、是非協業の可能性があれば他の金融機関の紹介をすることはできないかということで、融資はしないけれども、そこに対応を考えた重要な提案だと思っています。

最後にですが、今回このゆうちょ銀行の申請について検討をするに当たり、委員長はじめ他の委員の皆様から私は大変学ばせていただきました。その中で非常に重要だと思いましたが、民間金融機関として、より一層民営化、自立していくためには、「内部監査・コンプライアンスの態勢が重要である」ことを繰り返し委員長はじめ他の委員の皆様が御指摘されたことです。このことについては「4 その他」の(1)で集約されていますが、随所に、各所にこの部分書かれていることを日本郵政グループの皆様におかれましては重く受け止めていただきまして、是非取り組みの精緻化を図っていただきたいと思えます。

なお、今回のこの内容について、金融庁、総務省が大いに参考にさせていただき御判断していくことになると思いますが、是非私たちの真意が国民の皆様あるいは関係者の皆様に伝わることを願っています。

お時間いただきありがとうございました。以上です。

○西室委員長

ありがとうございました。

非常にまとまった、具体的な御指摘を頂戴いたしました。大変ありがとうございます。

米澤委員、何かございますか。

○米澤委員長代理

それでは、私も1点だけです。

4ページの「② 法人向け貸付け」のオのなお書きのところですが、今回はいわゆるふるさと小包事業者等中小零細企業向けの融資については行わないものとするという判断に至りましたが、その理由は幾つかありますが、主たる理由はここに書かれていますように、まだ必ずしも明確でなかった点も見受けられるので、「業務遂行態勢をさらに具体的に検証する必要がある」と判断したので今回は見送るということになったかと思えます。

それは言い換えますと、それらに対するニーズがない、ないしは責務がないということではなくて、その点はまだ詰めなくてはいけない点は多々あるので、ここに関しては適宜、ゆうちょ銀行でも作業を続けていただきまして、しかるべき態勢が整ったところでまた申請を出していただいて、我々が審査するというように逆に是非してほしいということでございますから、本来ですとゆうちょ銀行としたら、もしかしたら大企業と同様にいわゆる中小企業のところにも貸出すのが責務かもしれませんので、そのところを閉ざしたものではないので、今後とも、ここに関して引き続き態勢を整えるように努力してほしいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○西室委員長

どうもありがとうございます。

今日は事務局から、何か追加でお話がありますでしょうか。

○後藤事務局次長

特にございません。

○西室委員長

特になければ、委員の皆様方、最初に読み上げていただいた本文で委員会として正式な意見として決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○西室委員長

ありがとうございました。

それでは、これは本日公表させていただくということにいたします。

この後で記者会見をしますので、そのときに、今、お二人の委員の方からお話のあった点についてはしっかりとした御説明をさせていただきたいと思えます。

一言申し上げさせていただけば、当委員会は、9月20日の第84回以来、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の今回の一連の新規業務に関する調査審議を精力

的に行ってきたわけでございます。11月22日に学資保険について改定の意見を出させていただきまして、本日、ゆうちょ銀行の住宅ローンその他の新規業務についての意見を取りまとめることができました。

この間、精力的に調査審議に御協力・御尽力いただきました委員各位、それから、特に事務局の皆さん方、色々追加の資料あるいは書き換えその他、非常に心配の残ったという点ではお手数をたくさん掛けましたけれども、皆様のおかげでここまでたどり着けたことを改めて感謝を申し上げたいと思います。

次回の委員会の日程につきましては、別途、事務局から御案内をさせていただくということにしたいと思います。

以上をもちまして「郵政民営化委員会」を閉会したいと思いますけれども、その前に、今日の記者用にまとめたものを作りました。あれを委員の皆様方に一度見ておいていただいた方がいいと思いますので、それを配付いただけますか。

(意見書のポイント及び調査審議の経緯配付)

○西室委員長

この2枚を別に作らせていただいたといえますか、委員会の事務局の皆さん方が作ってくださったわけです。

まず二つ目的があって、記者会見をするときに、なるべくポイントをしっかりと、はっきり分かるように強調しておいた方がいいだろうというのが1枚、このポイントと書いてあるものでございます。

もう一つの方は、この委員会が開始した5月以降、どのくらいの頻度で開催してきたか。そして、今回の新規業務に関する委員会はどのくらい開催したかということもしっかりと書き記しておいた方がいいだろうということで、これも分かりやすい資料ということで用意いたしました。

このポイントの件につきましては、一度読み上げていただけますか。

○後藤事務局次長

それでは、読み上げさせていただきます。

ゆうちょ銀行の新規業務 意見書（郵政民営化委員会）のポイント

1 今回申請のあった新規業務（個人向け貸付け、損害保険募集及び法人向け貸付け）は、

個人が必要とする基本的な金融サービスの商品ラインナップの多様化を図ること及び機関投資家としてのリスクの多様化を図るという点において、ゆうちょ銀行が考えているビジネスモデルに沿ったものと認められること、また、従来の審査体制を引き続き利用し、さらに相応の態勢整備が行わ

れていくものと考えられること

などを踏まえ、業務の適切な実施を確保するためにいくつかの条件を付した上で、

意見書の結論としては、「以下の点が確保されることを条件として実施することが適当であると考えられる」とした。

2 条件は、以下のとおり。

① 住宅ローンの取扱いは直営店のみとし、現在媒介業務を行っている82店舗から段階的に増やすこと（最初の2年間は82店舗、5年目までは直営店の半数、5年後以降は全直営店）。

② 個人向け貸付けの上限額を現在の媒介業務以下とすることとし、住宅ローンについては2億円、目的別ローンのうち親孝行ローンに相当するタイプについては500万円、その他の目的別ローンについては300万円、カードローンについては300万円とすること。

③ 個人向け貸付け及び法人向け貸付けの融資残高等を当面年2回程度委員会へ報告すること。

④ 住宅ローン及び法人向け貸付けの金利を当面年2回程度委員会へ報告すること。

⑤ 法人向け貸付けの融資対象を大企業に限定するとともに、メインバンクでない立場で実施すること。また、シンジケートローンのアレンジャー業務は実施しないこと。

なお、株式会社ゆうちょ銀行から要望のあったふるさと小包事業者等中小零細企業向けの融資については、認めないこととした。

3 その他

内部監査・コンプライアンス態勢を一層充実させ、また、社員への研修を十分に行うことにより、日本郵政グループの信頼性を高めていくことを期待するなど、関係者への要望等を記載した。

また、貸付けの業務は法令上ユニバーサルサービスの対象外であることから、個人向け貸付け及び法人向け貸付けの業務についてはユニバーサルサービスの責務を負うものではないことを明確にした。

以上です。

○西室委員長

ありがとうございます。

こういうまとめを配らないと、5ページにわたってずっと読んでいただくわけですけども、1枚で分かるようにというので、お二人の委員の方々から御指摘のあった点をしっかり反映したつもりでございます。

○清原委員

ありがとうございます。

○西室委員長

それでは、この後、私から記者会見をさせていただきますけれども、他に何か事務局でございますか。

○後藤事務局次長

特にございません。次の委員会は、別途御連絡させていただきます。

○西室委員長

それでは、どうも皆さん、大変ありがとうございました。本日はこれで会議を終了させていただきます。